

## 令和2年7月豪雨に係る期限延長措置の終了のお知らせ

令和2年7月豪雨により被害を受けられた皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。

国税庁では、令和2年7月豪雨による被害に伴い、申告・納付等の期限の延長（地域指定）を行っておりましたが、今般、期限の延長を終了することといたしました。

令和2年7月豪雨に係る期限延長措置により延長されていた、熊本県の一部地域内※に納税地があり、申告・納付等の義務のある納税者の令和2年7月4日から令和3年1月31日までに期限が到来する全ての国税の申告・納付等の期限は、令和3年2月1日となります。

※ 人吉市、球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村、八代市坂本町、葦北郡芦北町

なお、振替納税をご利用の方の口座からの振替日は、次のとおりです。

- 令和2年分の消費税（個人事業者）中間申告に係る口座からの振替日は令和3年2月25日となります。
- 令和2年分の予定納税第一期分（7月31日納期限）及び第二期分（11月30日納期限）については、災害等による期限延長により予定納税額の納期限がその年の12月31日よりも後となることから、期限延長による予定納税額は無いものとなるため、振替納税も行いません。

### 上記期限までに申告・納付等が困難な方へ

- 期限延長措置は終了しますが、なお令和2年7月豪雨の影響により、上記期限までに申告・納付等ができない個別の事情がある方は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます（個別指定）。この手続は、申告等と同時に申請いただくことが可能です。
- また、申告は可能であっても、令和2年7月豪雨により、財産に相当な損失を受けた方や、国税を一時に納付することが困難な方については、所轄税務署長に申請することにより、原則として1年以内の範囲で、納税の猶予を受けることができます。

ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にご相談ください。